問題44
□□□
H28-04-2

不在者の財産の管理人（以下「管理人」という。）に関し、不在者が管理人を置いていない場合においても、その不在者が生存していることが明らかであるときは、利害関係人は、管理人の選任を家庭裁判所に請求することができない。

問題45
□□□
H28-04-3

不在者の財産の管理人（以下「管理人」という。）に関し、家庭裁判所が管理人を選任した後、不在者が従来の住所において自ら管理人を置いた場合には、家庭裁判所が選任した管理人は、その権限を失う。

問題46
□□□
H28-04-4

不在者の財産の管理人（以下「管理人」という。）に関し、家庭裁判所が選任した管理人は、家庭裁判所の許可を得ないで、不在者を被告とする建物収去土地明渡請求を認容した判決に対し控訴することができる。

問題47
□□□
H28-04-5

不在者の財産の管理人（以下「管理人」という。）に関し、家庭裁判所が選任した管理人がその権限の範囲内において不在者のために行為をしたときは、家庭裁判所は、不在者の財産の中から、管理人に報酬を与えなければならない。

問題48
□□□
H07-02-ｱ

Ａの父Ｂが旅行中、船舶事故に巻き込まれたまま生死不明になった場合、Ｂが事故に遭遇してから１年が経過すれば、Ａは、家庭裁判所に対し、Ｂについての失踪宣告を請求することができる。

問題49
□□□
R02-04-ｱ

不在者の生死が７年間明らかでないときは、利害関係人だけでなく検察官も、家庭裁判所に対し、失踪の宣告の請求をすることができる。

解答44 ×　不在者がその財産の管理人を置かなかったときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる（25 Ⅰ）。ここにいう、「不在者」とは、住所を去ったまま容易に帰ってくる見込みのない者であり（25）、生死が不明であることは、要件となっていない。

解答45 ×　不在者がその財産の管理人を置かなかったときに、家庭裁判所が、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命じた後に、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取り消さなければならない（25 Ⅱ・Ⅰ）。つまり、不在者自身が管理人を置いても、家庭裁判所が選任した管理人は、当然にその権限を失うのではなく、本人が置いた管理人、利害関係人又は検察官の請求が必要となる。

解答46 ○　管理人は、103条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる（28）。この点、判例は、家庭裁判所が選任した不在者財産管理人は、28条所定の家庭裁判所の許可を得ることなしに、不在者を被告とする建物収去土地明渡請求を認容した第一審判決に対し控訴することができるとする（最判昭47.9.1）。なぜなら、不在者を被告とする建物収去土地明渡請求を認容した第一審判決に対し控訴することは、不在者の財産の現状を維持する行為として103条１号にいう保存行為に該当するものであるからである（同判例）。

解答47 ×　家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる（29 Ⅱ）。よって、管理人には、常に報酬を与えなければならないわけではない。なお、報酬を受けないときでも、支出した費用などについては受任者と同様の償還請求権を有する（650参照）。

解答48 ○　船舶が沈没した場合、その船舶中にいた者が沈没後１年間生死不明のときは、利害関係人は家庭裁判所に対しその者についての失踪宣告を請求することができる（特別失踪・30 Ⅱ）。なお、この場合の利害関係人は配偶者、相続人、債権者等のように法律的な利害関係を有する者に限り、検察官は含まれない。

解答49 ×　不在者の生死が７年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる（30 Ⅰ）。